

大阪府景観アドバイザー会議設置要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、公共事業における景観面でのPDCAサイクル制度要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき設置する大阪府景観アドバイザー会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（役割）

第2条 会議の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 次に掲げる事項に対するアドバイスをすること。
 - ア 要綱第3条第1項に定める義務的に会議の対象とする景観形成上の影響が大きいと想定される事業の決定に関すること。
 - イ 対象とする事業の形態又は色彩その他意匠に関すること。
 - ウ 工事完了後の目標達成状況の自己評価に対する第3者評価に関すること。
- （2） その他、景観の形成に関すること。

（組織）

第3条 会議は委員3名以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1） 大阪府景観審議会委員（1名以上）
- （2） 次に掲げる専門分野の知識及び経験を有する者
 - ア 建築物の意匠
 - イ 色彩及びデザイン
 - ウ 造園緑地計画

3 会議の委員を、大阪府景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）と称する。

（委嘱及び任期）

第4条 景観アドバイザーの委嘱及び任期は以下のとおりとする。

- （1） 景観アドバイザーは、知事が委嘱する。
- （2） 景観アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 会議は、知事が招集する。

- 2 会議に座長を置き、景観アドバイザーの互選によってこれを定める。
- 3 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する景観アドバイザーがその職務を代行する。
- 5 座長は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(開催時期)

第6条 会議の開催時期は以下のとおりとする。

(1)「義務」とする事業

原則として、下記のタイミングで会議を実施する(計3回)こととするが、事業内容により時期・回数を決めることができるものとする。

- ① 基本計画(概略設計):敷地条件の整理が終わり、ゾーニングや配置計画、ボリュームスタディを行うタイミング
- ② 基本設計(予備設計):大まかな計画が定まったタイミング
- ③ 実施設計(詳細設計):基本設計から変更となった条件について整理が終わったタイミング

(2)「希望」による事業

原則として上記の①か②いずれかのタイミングで1回実施する。

(庶務)

第7条 景観アドバイザーに関する庶務は、建築指導室建築企画課で処理する。

(守秘義務)

第8条 景観アドバイザーは、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。景観アドバイザーを退いた後も、同様とする。

(運営)

第9条 この要領に定めるもののほか、本制度の運営に必要な事項は別に定める。

(附則) この要綱は、令和 年 月 日から施行する。